

ケイパビリティの視点からヤングケアラー問題に迫る 中学校公民学習の授業開発

—「誰一人取り残さない」社会に向けて—

藤本 雅也 ・ 鈴木 正行*
(坂出市立白峰中学校) (社会科教育)

760-0021 坂出市林田町181-1 坂出市立白峰中学校
*760-8522 高松市幸町1-1 香川大学教育学部

Development of Junior High School Civics Learning Lessons Approaching Young Carer Issues from Perspective of Capabilities: Toward the “Society that leaves no one behind”

Masaya Fujimoto and Masayuki Suzuki*

Hakuho Junior High School, 181-1 Hayashida-mach, Sakaide 762-0012

**Faculty of Education, Kagawa University, 1-1 Saiwai-cho, Takamatsu 760-8522*

要 旨 本研究では、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」に基づき、ヤングケアラー問題を題材として、ケイパビリティ・アプローチにより、社会問題の発見及び解決力の育成に資する中学校社会科公民学習の授業開発を行った。本実践は、行政機関と連携して困難な社会的問題の解決をめざすものであり、ヤングケアラーの認知度の拡大だけではなく、学習者の社会参画に向けた取り組みとしても意義のある授業になった。

キーワード ケイパビリティ・アプローチ ヤングケアラー 誰一人取り残さない 社会問題
マーサ・C・ヌスバウム

I. はじめに

本研究は、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない (leave no one behind)」に基づき、ヤングケアラー問題を題材として、ケイパビリティ・アプローチ (capability approach/capabilities approach) により、社会問題の発見及び解決力の育成に資する中学校社会科公民学習の授業開発を行うことを目的とする。

渡部竜也は、「社会問題とは、人間の意識とは関係なく実際にそうした『問題』という実体が外在するのではなく、ある現実に対して人間がそれを『問題』と見なして社会の成員に対して異議申し立てをすることにより、現実の変革に向けての公的な議論を引き起こ

すことによって成立する」とし、「これまで『問題』とは認識されてこなかった現実に対して、その自明性を疑い、異議申し立てをするために必要となる知識、資質、技能」を社会問題提起力と呼び、社会科で育成すべき力とした⁽¹⁾。以前から日本にはヤングケアラーに該当する若者・子どもたちは存在していたが、ヤングケアラーという言葉が社会で広く知られるようになったのは、最近のことである。すなわち、「人々が社会問題だとみなす問題が、社会問題だ」⁽²⁾とすれば、ヤングケアラーはようやく人々に問題として認識されつつある社会問題であるといえよう。

ヤングケアラーの問題については政府も関心をもつ

ており、こども家庭庁の創設に向けた2021年12月21日の閣議決定「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」では、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題について、社会的認知度を高めるとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。」と述べられている⁽³⁾。

澁屋智子によれば、「ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいるために、家事や家族の世話を行っている十八歳未満の子どものことである。」⁽⁴⁾とされる。また、濱島淑恵は、「何らかの疾患、障がいをもつ、高齢である、または幼い家族・親族がいる、そのためにケア（家事、介護、感情的サポート、通訳等）を担っている子ども・若者」⁽⁵⁾というイメージで捉えられる存在であるとしている。澁屋や濱島は、自治体や日本ケアラー連盟などの民間団体と協力しながら、ヤングケアラーに関する実態調査を進めてきた研究者である。しかし、彼女らの活動は、理解のある自治体等と連携した限定的なものに留まり、マスコミに取り上げられるまで、社会全体に広く知られるには至らなかった。マスコミの中でこの問題にいち早く着目し、特集を組んで報道した毎日新聞取材班は、「ヤングケアラーを国民のどれほどが知っているのか。直訳すれば『若い介護者』だが、日本にはこの言葉の明確な定義が存在しない。それは、日本社会が彼らの存在に目を向けてこなかった証左かもしれない。」⁽⁶⁾と述べている。

ヤングケアラーの存在は、小学生・中学生・高校生・大学生などの若者にとって身近な問題であるにもかかわらず、当事者自身が問題として認識していない、認識したとしても対処法がわからない、周囲に知られることを恐れて助けを求められない、周囲による発見が難しい、周囲が発見したとしても介入することが難しい、当局においても有効な解決法が見出せないなど、社会の抱える解決困難な問題である。

これまで社会科教育においては、ヤングケアラーを題材とする授業開発はほとんど行われていない。その理由として、①日本ではこの言葉自体が新しいものであること、②ヤングケアラーの定義が定まっておらず、判定のための明確な指標がないこと、③当局においても具体的な解決法が見出せていないこと、④当事者が教室内に在籍する可能性があり、対応によっては

当事者を傷つける恐れのあること、⑤たとえ教室にヤングケアラーがいたとしても、それは家庭の問題であって行政が対応すべきであり、学校では対応しようがないという意識が教師にあること、などが挙げられよう。

こうした状況の中で、社会科には、ヤングケアラーなどの社会で生じている深刻な問題を発見・把握することを通して、一人一人が生きるための源泉となる「権原 (entitlement)」について深く考えるとともに、問題解決に向け当時者性をもって臨む授業を開発することが求められる⁽⁷⁾。「一人一人の生き方の幅を広げる」を旨とするケイパビリティ・アプローチの視点に立ち、ヤングケアラーを題材とする授業開発を行うことは、OECDの掲げるエージェンシー（変化を起こすために、自分で目標を設定し、振り返り、責任をもって行動する能力）の育成にも資すると考える⁽⁸⁾。

そこで本研究では、次のような手順で考察を進める。はじめに、社会科教育とケイパビリティ・アプローチの関係について、先行実践等をもとに検討する。次に、高松市のヤングケアラーの実態と行政の取り組みについて、文献や聞き取り調査をもとに検証する。その上で、ヤングケアラーを題材として、社会問題の発見及び解決力の育成を目指して開発・実践した授業を分析し、ケイパビリティ・アプローチの視点を社会科授業に取り入れることの意義と課題を明らかにしたい。

II. ケイパビリティ・アプローチの意義

1. 権原と潜在能力

ジョン・ロールズは、合理的な人間であれば誰もが欲すると推定されるものを基本財 (primary goods) と呼び、基本財の分配により、社会の規定構造を正義に適ったものにすることを目指す正義論を唱えた⁽⁹⁾。主要な社会的な基本財は、権利、自由、機会、所得、富であり、「自尊という基本財が中枢的な位置を占める」⁽¹⁰⁾とされる。これに対しアマルティア・センは、「基本財は自由の本質的な構成要素ではなく、自由のための手段として見るべきであり」、「潜在能力に基づく正義の評価では、人々の要求は、それぞれが持っている資源や基本財によって評価されるのではなく、価値ある生き方を選択する自由が実際にどのくらい享受されるかで評価される。」として、ロールズの基本財の捉え方を批判した⁽¹¹⁾。センが提唱したケイパビリティ（潜在能力、可能力）とは、「人が行うことがで

表1 人間の中心的なケイパビリティ・リスト

項目	内容
1. 生命	通常の長さの人生の終局まで生きられること。
2. 身体健康	健康であり得ること。リプロダクティブ・ヘルス、適切な栄養、適切な住居が可能であること。
3. 身体不可侵性	自由な移動、暴力的攻撃からの安全、性的な選択の機会の保持が可能であること。
4. 感覚・想像力・思考力	感覚を用いることができること。想像し、思考し、倫理的な判断を下すことができること。
5. 感情	自分たちの外部にある物や人々に愛情をもてること。私たちを愛しケアする人々を愛せること。
6. 実践理性	善の構想を形成しかつ自分の人生の計画について批判的に省察することができること。
7. 連帯	A. 他者と共にそして他者に向かって生きうること。 B. 自尊と屈辱を受けないこととの社会的基盤を持つこと。尊厳のある存在者として扱われること。
8. ほかの種との共生	動物、植物、自然界を気遣い、それらと関わりをもって生きられること。
9. 遊び	笑うことができること。遊ぶことができること。レクリエーション活動を楽しむことができること。
10. 自分の環境の管理	A. 政治的な管理：自分の生を律する政治的選択に参加しうること。精神の自由があること。 B. 物質的な管理：財産を維持し、人間として働き、他の労働者と相互承認の関係に入ること。

マーサ・C・ヌスバウム著、神島裕子訳『正義のフロンティア—障害者・外国人・動物という境界を越えて』（法政大学出版局、2012年、pp.90-92）をもとに作成

きる様々な機能の組み合わせ」あるいは「個人が選択可能な機能のすべての組み合わせ」であって、ある人が何を行ったり、何かになったりするための実質的な自由のことであり、重要な機能は「適切な栄養を得ているか」、「健康状態にあるか」、「避けられる病気にかかっていないか」、「早死にしていないか」などといった基本的なものから、「幸福であるか」、「自尊心を持っているか」、「社会生活に参加しているか」などの複雑なものまで多岐にわたる⁽¹²⁾。

一方、マーサ・C・ヌスバウムは、人が「人間の尊厳」に見合った人生を送るために、すべての市民が権原を有しているケイパビリティは複数あるとし、尊厳のある人生の中心的な要求事項として10項目の「人間の中心的な可能性」をリスト化した（表1）⁽¹³⁾。ヌスバウムは、リストにある「可能性のすべてが、何らかの形で、社会正義に関する最小限の説明において不可欠の要素」であり、「これらをあらゆる市民に何らかの適切な閾値レベルで保障しない社会は、富裕さの水準にかかわらず、十全に正義にかなった社会だとは言えない」と述べる⁽¹⁴⁾。ヌスバウムの提唱するケイパビリティ・アプローチは、人間の尊厳の最低条件として権原を捉え、人々を契約主体よりも共生を志向する存在（他者との関係性に充足感を覚える社会的・政治的存在）と捉えたものといえよう。

教育哲学を専門とする馬上美知は、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチを教育に生かすことについて、学習者がケイパビリティを考えることを通して、

自らが置かれている「生活の質」を批判的に捉え返すことで、自己教育やエンパワーメントがなされるとする。そして、「例えば教育の機会均等が保障されていても、教育の必要性が認知されていない家庭や精神的に安心できない環境に暮らしている子は『教育の機会』という『財』を有効には活用できないだろう。ケイパビリティ・アプローチはロールズ的な分配論では捉えきれなかったそうした文脈を明らかにすることで、より実質的な『機会の均等』や生き方の自由の保障を可能とするものであった⁽¹⁵⁾」と述べている。ここには、教育の場で、ケイパビリティ・アプローチによって社会問題に迫ることの意義が端的に表されている。

2. 先行実践の検討

近年、ケイパビリティ・アプローチは、社会科教育において様々な面で注目されるようになってきている⁽¹⁶⁾。ヤングケアラー問題を題材とする社会科授業を構想するにあたり、ケイパビリティ・アプローチを活用した先行事例として、秋田真の授業実践と馬上の授業案を取り上げて検討する。

秋田真は、小学校6年生の社会科授業において、発展途上国への支援の在り方—青年海外協力隊員による自助努力を重視する行動—を題材として、センのケイパビリティ・アプローチを活用し、不遇な人々への正義の実現を具体的に考えることのできる児童の育成を目指す授業を行った⁽¹⁷⁾。秋田実践では、青年海外協力隊の行動について、財の提供か自助努力の促進かと

いう二つの観点から考えさせる授業を実践している。しかし、秋田の実践には、ケイパビリティの拡充こそが人権の源泉である、という視点はほとんど見られない。財の配分・提供よりも、支援としてのインフラ整備や技術の伝達の方が、自助努力の促進に繋がることは理解できるが、それを以てケイパビリティの拡充であると言えるのだろうか。ケイパビリティの本来の概念が、秋田が考えるものとあっているかどうか、そしてケイパビリティの充足と権原を関連させて考えられているかどうか疑問である。

一方、馬上は、「人間らしい生活の基軸として基本的人権を取り上げる場合に、ケイパビリティを参考にすることは問題の本質をより捉え易くする」とし、基本的人権の学習において、ヌスバウムの中心的ケイパビリティ・リストを活用する小学校社会科の単元案「憲法と私たちの生活」(全6時間)を開発した⁽¹⁸⁾。馬上の授業構想は、生活保護をめぐる問題を教材として、ケイパビリティ・リストを参考にすることにより、「人間らしい生活」について自分自身の生活に即して具体的に理解するとともに、基本的人権の尊重のために何が必要なのかを考えるための基礎的な認識を養うことをめざしたものである。ただし、授業モデルに留まっているため、実践を行った場合にどのような効果と課題が表れるかは不明である。馬上自身も述べているように、授業案には「社会の形成者としての自覚」の促しが不十分である。馬上の授業案には、ケイパビリティ・リストに照らし合わせて基本的人権を捉えることからもう一步進んで、社会に参画し主体的に社会に関わろうとする意欲や態度を育むことが求められよう。

Ⅲ. ヤングケアラーを取り巻く状況

ヤングケアラーとされる子どもの状況は多岐にわたっているため、それぞれに応じた支援が求められる。文部科学省委託による令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 令和3年3月』には、「ヤングケアラーと思われる子どもの状況」について、全国から抽出された中学校351校の回答が記載されている⁽¹⁹⁾。

このうち、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」と回答した割合が79.8%と最も多く、次に「障がいや病気のある家族に代わり、家事(買い物、料理、洗濯、掃除など)をしている」と回答した割合が29.3%、「家族の通訳をしている」と回答した

割合が23.4%であった。また、「ヤングケアラーと思われる子どもについて、学校以外の外部の支援につないだケースがあるか」という質問に対し、「要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケースがある」が43.0%、「要保護児童対策地域協議会に通告したケースがある」が19.4%、「外部の支援には繋いでいない(学校内で対応している)」が37.9%であった。外部の支援に繋がらなかった理由としては、「本人が普通に学校生活を送れている、困り感がないため」「学校内で様子を見ているため」「保護者の協力が得られたため」「家庭に踏み込むのが難しいため」「本人が支援につなぐことを拒否したため」などが挙げられている。ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であり、学校だけで解決できるような問題ではないが、ヤングケアラーを把握・支援するためには、学校の存在は必要不可欠である。

2022(令和4)年7月21日に開催された高松市総合教育会議では、ヤングケアラーに関する支援について議論が行われ、教育委員会との連携を図りながら、早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上の三つの方針が示された⁽²⁰⁾。そこでは、学校に必要な取り組みとして、「教職員がヤングケアラーについて知ること」、「児童生徒が教員に相談しやすい関係を作ること」、「SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)等の専門職の配置を充実させること」、「ヤングケアラーの支援についての相談機関があること」、「児童生徒自身がヤングケアラーについて知ること」、「ヤングケアラー本人や保護者の相談窓口があること」が挙げられている。支援の第一歩が「気づき」であることを踏まえると、教職員の果たす役割は大きいですが、子どもの視点からの「気づき」も重要になるのではないだろうか。ヤングケアラーの早期発見・把握に向けて、教職員だけでなく、子ども同士での「気づき」も促す必要がある。どうすれば子どもたちがSOSを出せるようになるのか、子どもの状況に気づいてあげることができるか、ということに目を向けていくことが大切である。高松市には、ヤングケアラーに関する相談窓口が市内全域に設けられている。しかし、このことを知っている大人や子どもがどれほどいるだろうか。公的な支援体制自体が不十分であることに加え、SOSを出したい状況に陥った時にどうすればよいのか全く分からない人々が、年齢や性別を問わず大勢いることは深刻な問題である。その問題

を改善するためには、問題の社会的認知度を高めるとともに、どこに相談所や支援場所があるのかを周知することが重要になる。

高松市健康福祉局こども未来部子育て支援課で聞き取り調査を行ったところ、ヤングケアラーの明確な判断基準がないために認定が非常に困難であり、虐待や不登校といった事例とも密接に関連している場合が少なくなく、対応が多岐にわたるため判断が非常に難しいとのことであった(2022年9月15日聞き取り)。また、香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課での聞き取り調査では、ヤングケアラーの判断をする際には、厚生労働省が一般向けに公表しているアセスメントシートを参考しているが、あくまで対象となる子どもの傾向を測る指針であり、チェック項目の数によってヤングケアラーを認定するわけではないとのことであった(2022年8月17日聞き取り)。

行政機関以外の団体が行っている子どもの居場所に向けた取り組みとして、子ども食堂がある。高松市内の子ども食堂事業は高松市の委託により実施しているが、ボランティアの協力無くしては成り立たない事業である。「たかまつ子ども食堂ネットワーク」によると、「子ども食堂は子どもを真ん中に置いた地域の居場所」である⁽²¹⁾。子どもだけでなく、あらゆる世代の方も一緒に過ごしており、食事の提供以外にも宿題をするためや遊ぶための場所になっている。高松市には24か所の子ども食堂があり、各中学校区にはほぼ一つずつ置かれている。子ども食堂は近年メディアで取り上げられることも多いため、認知度が上がっている一方で、貧困や障がいで悩んでいる子どもが行く場所であると認識している人も少なくない。しかし、子ども食堂は必ずしもそのような子どもが通う場所ではない。高松市屋島西町で子ども食堂事業を行っている特定非営利活動法人ゆうゆうクラブに聞き取り調査を行ったところ、日常を送れないことに不満や課題のある子どもに対して、「健康で暮らせる、行きたいところに普通に行ける環境、普通に暮らせる・遊べる場所を用意すること」を目標としており、「本当に困った子どもがSOSを出せる場所にするためには、困っていない時であっても立ち寄れる場所でなくてはならない」とのことであった(2022年9月30日聞き取り)。

IV. 単元開発に向けてーヤングケアラー問題ー

1. 事前アンケート

生徒の実態を把握するため、2022年11月18日(金)、

事前アンケートを実施した(香川大学教育学部附属高松中学校第1学年生徒99名)。

質問1「あなたは今までにヤングケアラーという言葉聞いたことがありますか。」に対して「はい」と回答した生徒は65名(65.7%)であり、質問2「(自分自身を含めて)周りにヤングケアラーと思う人がいますか。」に対して「はい」と回答した生徒は10名(10.1%)であった。質問3「あなたはヤングケアラーと思う人のことを誰かに相談しますか。」に対しては、「いいえ」と回答した生徒が61名(61.6%)と多く、気付いた場合でも自ら手をさしのべようとしないう傾向が見られる。ヤングケアラーは、誰かに相談することを躊躇うことが多く、周囲の人間が関心を持たない限りその存在が隠れてしまい、社会的に孤立する危険性がある。質問4でヤングケアラーに該当すると思う項目を選ぶようにしたところ、「障がいや病気のある家族に代わって、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事を行っている。」が86名(86.9%)、「家計を支えるために働き、障がいや病気のある家族を支えている。」が84名(84.8%)であるのに対し、「家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。」が35名(35.4%)、「家族のために通訳をしている。」が47名(47.5%)となっており、<家事・介護・育児を大人に代わって直接行う子ども>という認識が強く、認識の範囲の狭いことがわかる。質問5「ヤングケアラーに対してどのような対策や支援が必要だと思いますか。」(自由記述)では、行政による支援金や補助金の交付などの経済的支援に言及した生徒が31名(31.3%)、専門家派遣、介護施設増設、介護用品貸与、相談機関設置、認知拡大などの社会的支援に言及した生徒が36名(36.4%)であった。ただし、ヤングケアラーの保護者は精神疾患や依存症などにより家計管理能力が欠如している場合もあり、経済的支援が根本的解決に繋がらないケースも少なくない。質問6「ヤングケアラーに限らず、自分の悩み事を相談する場合、あなたは誰になら相談したいですか。」に対しては、「友達」が57名(57.6%)と最も多く、次に「家族」が45名(45.5%)であった。一方、「悩みごとがあっても誰にも相談したくない。」が17名(17.2%)であった。担任や保健室の先生と答えた生徒は、21名(21.3%)であり、学校は相談先としてあまり重視されていないといえる。

2. 単元の構想

ヤングケアラーの社会的認知度の向上とともに、早

期発見・把握に向けた取り組みやヤングケアラー支援策の推進の重要性を学習者に意識付けることを目指し、小単元「社会保障と私たちの生活—ヤングケアラー問題—」（全2時間）を開発した（資料1・2）。ヤングケアラーの問題は、経済的な問題以外に、家族構成のような子どもを取り巻く環境が大きく影響している。ヤングケアラーの問題を考えるには、複数の視点を設ける必要がある。本実践では、ヌスbaumによるケイパビリティ・リストを参考に、4項目（主体性、

批判的思考、共感性、社会参画）の授業用ケイパビリティ・リストを考案した（表2）。ヌスbaumによるリストから項目数を減らすとともに、意見を表明したり受容されたりする内容や、行政を動かして主体的に政治参画する内容を新たに追加した。これらの項目は、実質的自由を表すケイパビリティであり、個々のケイパビリティを実際の機能にどの程度変換するかということについては、個人の選択に任せることとした。例えば、ヤングケアラーとしての自己を自覚した

資料1

1. 小単元名「社会保障と私たちの生活—ヤングケアラー問題—」

2. 単元の目標

○ヤングケアラー問題を通して、子どもらしい生活の実現に向けて、社会全体で支え合う社会保障の在り方を説明できる。

○現代の困難な諸課題に対して、社会問題を発見・把握する活動を通して、問題解決に向けた取り組みを主体的に考え、意見を述べることができる。

3. 学習過程

第1時「現代社会の諸問題と地域社会」

学習内容	生徒の主な反応	教師の働きかけ・留意点
<p>1. ヤングケアラーの存在について知る。</p> <p>(1) ヤングケアラーの例を基に、特徴を把握する。</p> <p>(2) 子どもが子どもでいられる街の特徴を予想する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーってどういう子どもたちなのかな。 ・自由な生活が子どもの生活なのではないだろうか。 ・困ったときに助けてくれる大人がいることだよ。 ・何もしなくても生きていけることが子どもでいられることだと思うよ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に起こったヤングケアラーの実例についての資料を配付する。 ・事前アンケートの回答を公表して、授業開始時点でのヤングケアラーのイメージを確認する。 ・ヤングケアラーの定義を確認しヤングケアラーの要因が必ずしも貧困とは限らないことを伝える。
<p>子どもが子どもでいられる生活とはどういうものなのだろうか。</p>		
<p>2. ヤングケアラーの事例を読んで、問題の実態に気づく。</p> <p>(1) 事例の中で特に気になった、印象に残った内容に線を引く。</p> <p>(2) 線を引いた理由を記述する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当たり前だと思っていた家事の仕事が初めて普通ではないことに気づいた。 ・誰にも家庭の話をしなくなってしまった。 ・次第にSOSを出すことを諦め、社会から孤立した。 ・Aさんも母親も、どうしてSOSを出すことができなくなってしまったのだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・かわいそう、悲惨だというような主観的な意見にならないように生徒に伝える。 ・ヤングケアラーを生み出す責任は家庭だけではなく、社会にも責任の一端があるのではないかと問いかける。 ・誰しもがヤングケアラーになりうる可能性があることを説明する。
<p>3. 子どもが子どもでいられる生活の特徴を考える。</p> <p>(1) 子どもが子どもでいられる特徴を考える。</p> <p>(2) 子どもが子どもでいられるための権利を考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに健康である。 ・学校に行くことができる。 ・家族のために働かなくてもよい。 ・進学、就職することをあきらめない。 ・育つ権利は絶対必要だ。 ・教育を受ける権利がないと自分のやりたいことができなくなってしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもでいられる特徴を考えやすいように、ヤングケアラー早期発見のための高松市のアセスメントシートを配付する。 ・児童の権利に関する条約の基本情報や条文を記載した資料を配付する。 ・権利が条約で認められても、ヤングケアラーのように権利を十分に行使できない状態の人がいることを説明する。
<p>4. 子どもが子どもでいられるための条件を考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分も周りの人もヤングケアラーに関する理解が必要になる。 ・困ったときに相談できるような大人が欲しい。 ・自分たちの意見を伝えられる環境が必要になるのではないか。 ・自分を支えてくれる大人がいないと生活できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条件についての内容は、活動前に電子黒板で説明を行い、理解を確認した上で活動を行う。 ・授業用ケイパビリティ・リストを配付し、参考にできるようにする。 ・資料を提示して、ヤングケアラーが望むことや問題解決の視点を活動の中に取り入れることができるようにする。
<p>5. 本時を振り返って、自分の考えを記述する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーは、身近なところでいて、自分もヤングケアラーになる可能性があることがわかった。 ・子どもらしい生活を送ることのできる大切さがわかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・困ったときに身の回りの大人にSOSを出せることが最も大切であり、自分が望むことを実現できる機会が保障されることが重要になることを説明する。

資料2

第2時「ヤングケアラーと共生社会」

学習内容	生徒の主な反応	教師の働きかけ・留意点
1. 前時の学習を振り返る。	・困ったときにSOSを出すことが普通にできることが理想だったな。	・身の回りの大人にSOSを出すことができることが大切であることを振り返る。
私たちがSOSを出せる場所はどこにあればよいか。		
2. 与えられた条件下で、高松市内のどこに相談機関を建てて、どのような人を配置すべきかを考える。 (1) 個人で考える。 (2) 全体に共有する。	<p><どこに建てるべきか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談する場所が学校にあると相談しやすい。 ・街中に作るなら、バス停や駅の近くにしないといけない。 ・オンライン上の方が、気軽に相談できるし、場所にも困らない。 <p><だれを配置すべきか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任の先生が一番相談しやすい。 ・知らない人にはなかなか相談しにくい。 ・自分を知らないの方が返って話しやすいかもしれない。 ・SCやSSWの先生なら話すこともできそうだな。 ・保健室の先生だと気軽に話すことができる。 ・自分たちも相談に乗ることができるかもしれない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SOSを出す際に、どこに行けばいいのか、誰に相談すればよいか問題になりやすいことを伝える。 <p><与えられた条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇対象となるヤングケアラーは、高松市に住む子どもである。 ◇相談所は一つでもいいし、複数の相談所を作っていいものとする。予算の制限はないものとする。 ◇既存の公共施設（学校・市役所・コミュニティセンター・図書館など）や、その職員を利用してよい。
3. 自分が困ったときに相談できる大人は身近にいるのか考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・家族には相談できる。 ・学校の先生や保健室の先生には相談することができる。 ・自分の周りには、困った時に助けてくれる大人がたくさんいることが分かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもでも行きやすい立地か、相談しやすい人になっているかを確認する。 ・立地条件や配置する人を理由を付けて考察するように指導する。 ・考えの異なる3人の生徒に、A3用紙に拡大した地図に相談所を記載させ、黒板に貼って共有する。
4. 高松市子育て支援課の職員の方からの講評を聞く。	<ul style="list-style-type: none"> ・困ったときに、SOSを出すことは恥ずかしいことではなく、当たり前のことだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関や学校以外にも、地域の身近なところに子ども食堂のようなNPO団体がいることを確認する。
5. 2時間の授業を振り返り、考えたことを記述する。	<p>【期待される生徒の反応】</p> <p>ヤングケアラーは自分と異なる存在ではなく、誰でもヤングケアラーになる可能性がある。進学や就職の機会すらないヤングケアラーには、社会全体でその機会を保障する必要がある。また、自分の周りには困った時に助けてくれる大人がたくさんおり、SOSを出すことができるようになった。など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なところに自分を助けてくれる場所があり、困った際にはSOSを出しても構わないことを補足する。

表2 授業用ケイパビリティ・リスト

項目	内容
1. 自ら進んで行動する。	自ら進んで主体的に考え、行動することができる。
2. 批判的に考える。	自分の人生をより良いものにするために、批判的に思考することができる。
3. 共感・想像する。 他者と共に生きる	身の回りの問題に気づくことができる。 みんなが生きやすい社会を創る。
4. 自分の意見を伝える。 社会に参画する。	自分の意見を伝えたり、相手の意見を受け入れたりする社会にするために、進んで行動する。そして、社会の出来事に興味を持ち、それらに関わる。

(藤本作成)

場合においても、自己の現状を周囲に知ってほしくなければ無理に公表する必要はないし、必ずしも主体的に社会に参画する必要はない。すなわち、授業用ケイパビリティ・リストの4項目は、意見を誰かに表明したい時に公表したり受容されたりできる環境が整っていることや、行政が機能していないと判断した場合に、政治的行為を行う権利が保障されることを求める

ものである。

社会保障と聞くと、生活保護費や補助金を給付したり、職業を紹介したりする経済的な支援を思い浮かべる生徒が多いかもしれない。実際に経済的な支援も重要な役割を果たしているが、今回は地域の社会的な支援に注目する。金銭的な支援は一時的には有効であっても、ケイパビリティの視点から見ると、必ずしも有

効な支援とは限らない。豊かで幸福な生活の実現を考える上で重要なことは、「人は実際に何をすることができ、どんな状態になれるか」「そのために、どのような機会を実際に手にすることができるか」を問うことである。自己責任を原則とした個別責任の観点で考えるのではなく、主体的で自立した人間を育むための協働の観点から考える授業を行いたい。本実践では、自分の自由を制限された人々に対して、個別責任があるという姿勢を取るのではなく、ケイパビリティ・アプローチの視点から問題を是正することの必要性について、学習者自身が気づくことに重点を置いた。

3. 授業実践

2022年12月16日・19日・20日に、香川大学教育学部附属高松中学校において、第1学年3学級(101名)を対象として、各学級2単位時間で藤本が授業を行った。授業用ワークシートを毎時間回収し、他学級の生徒への影響が可能な限り及ばないように努めた。1時間目は、生徒にヤングケアラーの存在と状況を捉えさせた。その上で2時間目には、高松市内にヤングケアラーの相談所を設けることを想定して、時間・距離・

アクセス・心理などの観点から、ヤングケアラーを相談所に繋げる方法を検討させ、困難な状況にある子どもたちのケイパビリティの拡充について考えさせた。本実践では、孤立した子どもを相談機関に繋げることを以て、ケイパビリティを広げる方策と捉えた。なお、自分と同世代のヤングケアラーに対する共感性をもって解決策を話し合う学習は、学年段階に即した方法で実践可能であると考え、第1学年で実施することとした。

(1) 第1時「現代社会の諸問題と地域社会」

はじめに、ワークシート(資料3)にあるヤングケアラーの事例を読んで、気になった部分や印象に残った部分に線を引く活動を行った(表3)。Aさんの生活の現状に関して、「Aさんは小学1年生の頃から毎朝6時に起き、精神疾患で苦しむ母親に代わって朝食を作り、家族を起こしてから学校に通っていた。」に線を引いた生徒は51名であり、全体の約半数がこの内容に線を引いていた。また、「母親に言われて掃除や洗濯といった家事全般を担うようになり、母親の薬や家計の管理を任されるようになっていた。」に線を引

資料3 ワークシート「ヤングケアラーとは」

<p>中学校社会科 「子どもが子どもでいられる街」の特徴を探ろう!</p> <p>【学習課題】</p> <p>【学習活動1】 ヤングケアラーとは、どういう子どもたちなのだろう? これは、実際に起きたヤングケアラーの事例です。</p> <p>【事例】 中学1年生のAさんは、精神疾患の症状がある母親と、発達障がいがある弟と情緒障がいのある妹との4人で暮らしている。Aさんは小学1年生の頃から毎朝6時に起き、精神疾患で苦しむ母親に代わって朝食を作り、家族を起こしてから学校に通っていた。そして、母親に言われて掃除や洗濯といった家事全般を担うようになり、母親の薬や家計の管理を任されるようになっていた。友達に家庭の話をしたところ、今まで当たり前だと思っていた家事の仕事が物めて普通ではないことに気づき、嫌にも家庭の話をしなくなってしまった。 Aさんの母親は家庭の事情で、幼少の頃から精神疾患の症状に悩んでいた。現在は気分が落ち込みやすく、自傷行為や高の過剰摂取が日常茶飯事となっている。もともと母親の性格はとてもまじめかつ頑張り屋で、なんでもきちんと取り組みたいという強さがあった。介護の仕事も評判が良かったが、発達障がいのある息子(Aさんの弟)が保育園で問題行動を起こし、小学校では不登校になることもあって、仕事を続けていくことができなくなってしまった。母親としてのもどかしさや、「母親なら当たり前だ、努力不足・愛情不足だ」といった世間の厳しい声に苦しみ、次第にSOSを出すことをあきらめ、社会から孤立するようになってしまった。</p> <p>① この事例を読んで、特に気になった部分や印象に残った内容に、マーカーや色ペンで線を引いてください。 ② なぜ、そこに線を引いたのでしょうか。その理由を簡単に書いてください。</p> <p>⇒ ヤングケアラーを生み出した責任は、どこにあるのだろうか?</p> <p>ヤングケアラーは、その家庭の責任として正しいのか? 私がヤングケアラーになることはないかな? 問題を解決するには、ヤングケアラーを生み出す社会に目を向けてみる必要があるんじゃないだろうか?</p>	<p>【学習活動2】 ヤングケアラーの子どもたちが、「子どもでいられる」ためにはどうしたらいいだろう? ① まず、「子どもが子どもでいられる」生活とは、どのようなものかを考えてみよう!</p> <p>⇒ もしも考えに困ったときは、参考資料(ver.)の設問2を見ながら考えてみるというですよ!</p> <p>② ①を踏まえて、「子どもが子どもでいられる」ためには、どんな権利が必要だろうか? ⇒ 児童の権利に関する条約(児童の権利条約、子どもの権利条約)を見てみよう!(参考資料 ver.2)</p> <p>Q. ヤングケアラーが守られていないと思われる、子どもの権利にチェックを入れてみよう。</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 生きる権利</td> <td>住む場所や食べ物が足りず、医療を受けられないなど、命が守られないこと。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 育つ権利</td> <td>勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 守られる権利</td> <td>暴力や搾取、有害な労働などから守られること。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 参加する権利</td> <td>自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。</td> </tr> </table> <p>⇒ 日本でも子どもの権利が認められれば、ヤングケアラーは「子どもらしくいられる」のだろうか・・・?</p> <p>【学習活動3】 「子どもが子どもらしくいられる」条件を考えてみよう! 学習活動1、学習活動2を踏まえて、子どもが子どもでいられるために必要な条件は何だろうか? ⇒ (あなただけでなく、自分以外の子とも)子どもの権利を行使できるようにするためには、どのような条件がそろえばいいだろうか?</p> <p>【まとめ】今日の授業を通して、学んだこと・感じたこと・考えたことを書いてください。</p>	<input type="checkbox"/> 生きる権利	住む場所や食べ物が足りず、医療を受けられないなど、命が守られないこと。	<input type="checkbox"/> 育つ権利	勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること。	<input type="checkbox"/> 守られる権利	暴力や搾取、有害な労働などから守られること。	<input type="checkbox"/> 参加する権利	自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。
<input type="checkbox"/> 生きる権利	住む場所や食べ物が足りず、医療を受けられないなど、命が守られないこと。								
<input type="checkbox"/> 育つ権利	勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること。								
<input type="checkbox"/> 守られる権利	暴力や搾取、有害な労働などから守られること。								
<input type="checkbox"/> 参加する権利	自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。								

表3 ヤングケアラーの事例を読んで気になった部分や印象に残った内容

	生徒が気になった部分や印象に残った内容	1組	2組	3組	合計	割合
A	中学1年生のAさんは、精神疾患の症状がある母親と、発達障がいがある弟と情緒障がいのある妹との4人で暮らしている。	11	14	5	30	29.7%
B	Aさんは小学1年生の頃から毎朝6時に起き、精神疾患で苦しむ母親に代わって朝食を作り、家族を起こしてから学校に通っていた。	13	20	18	51	50.5%
C	母親に言われて掃除や洗濯といった家事全般を担うようになり、母親の薬や家計の管理を任されるようになっていた。	27	24	16	67	66.3%
D	友達に家庭の話をしたところ、今まで当たり前だと考えていた家事の仕事が初めて普通ではないことに気づき、誰にも家庭の話をしないようになってしまった。	27	19	24	70	69.3%
E	Aさんの母親は家庭の事情が原因で、幼少の頃から精神疾患の症状に悩んでいた。	0	2	3	5	5.0%
F	現在は気分の浮き沈みが激しく、自傷行為や薬の過剰摂取が日常茶飯事となっている。	3	6	5	14	13.9%
G	もともと母親の性格はとてもまじめかつ頑張り屋で、なんでもきちんと取り組みたいという強さがあった。	7	2	1	10	9.9%
H	介護の仕事も評判が非常によかったが、発達障がいのある息子（Aさんの弟）が保育園で問題行動を起こし、小学校では不登校になることもあって、仕事を続けていくことができなくなってしまった。	4	15	3	22	21.8%
I	母親としてのもどかしさや、「母親なら当たり前だ、努力不足・愛情不足だ」といった世間の厳しい声に苦しみ、次第にSOSを出すことをあきらめ、社会から孤立するようになってしまった。	20	25	26	71	70.3%

(1組35名, 2組32名, 3組34名, 総数101名)

いた生徒は67名で、全体の約3分の2がこの内容に線を引いていた。さらに、「友達に家庭の話をしたところ、今まで当たり前だと考えていた家事の仕事が初めて普通ではないことに気づき、誰にも家庭の話をしないようになってしまった。」という内容に線を引いた生徒は70名であり、子どもが家事全般を担っていることの異常性に、Aさん自身が気づけていなかったことに衝撃を受けていた。Aさんの母親については、「母親としてのもどかしさや『母親なら当たり前だ、努力不足・愛情不足だ』といった世間の厳しい声に苦しみ、次第にSOSを出すことをあきらめ、社会から孤立するようになってしまった。」に線を引いた生徒が71名と最も多かった。生徒からは、SOSを出すことを諦めないような社会、孤立しないような社会を目指すべきだと思うという意見や、誰でもSOSを出せるようにするためにはどうすればいいのだろうかという疑問が出された。

次に、「子どもらしい生活」や「子どもらしくいられる」ための条件について考えさせた。これは、「子どもの権利」を生み出すためのケイパビリティに着目させるものである。表4は、生徒たちが「子どもが子どもでいられる」条件を考えたものである。最も多かったのは、「ヤングケアラーや子どもの権利、支援に関する情報に対して正しい理解を深める機会があ

る。」である。それに続いて、「周りに相談する人・場所・機会がある。」や「周りに気づいてくれる場所・人・機会がある。」が多かった。「子どもが子どもでいられる」ための必要条件は、ヤングケアラーの実態についての正しい知識をもち理解することで、周りの子どもが該当しているのではないかと考えたり、実際に気づいたりできることである。

授業の終わりに質問を行った。一つ目は、自分たちがヤングケアラーになる可能性はあるのか。二つ目は、ヤングケアラーはその家庭の自己責任なのか、それともヤングケアラーを生み出す社会に責任があるのかである。一つ目の質問に対しては、災害や病気、事故などで両親が亡くなった場合、大きなけがや病気を患った場合には自分もヤングケアラーになる可能性があるかと答える生徒が多く見られた。二つ目の質問では、「自己責任」「社会の責任」「自己と社会の両方の責任」「どちらでもない」に対して、「自己責任」とする生徒はなく、ほとんどの生徒が「社会の責任」あるいは「自己と社会の両方の責任」と答えていた。

(2) 第2時「ヤングケアラーと共生社会」

2時間目は、ヤングケアラーを救うための相談所について、対象を高松市内のヤングケアラーとし、「私たちがSOSを出せる場所はどこにあればよいか」を学

表4 「子どもが子どもでいられる」ための条件

条 件	1組	2組	3組	合計	割合
周りに気づいてくれる場所・人・機会がある。	15	9	9	33	32.7%
周りに助けてくれる場所・人・機会がある。	11	2	2	15	14.9%
周りに相談する人・場所・機会がある。	19	20	14	53	52.5%
ヤングケアラーに対する気づきがある。	3	5	3	11	10.9%
迅速な支援やサポートがある。	0	7	1	8	7.9%
ヤングケアラーや子どもの権利、支援に関する情報に対して正しい理解を深める機会がある。	21	16	19	56	55.4%
ヤングケアラーに心無い発言や行動をしない。	2	0	1	3	3.0%
政治に参加することができる。	12	0	0	12	11.9%
現状・意見を伝えることができる。	9	2	2	13	12.9%
公共施設（学校や病院）の整備。	3	10	5	18	17.8%
食料を得ることができる。	2	0	0	2	2.0%
ヘルパーや家政婦、ボランティアを派遣する。	2	15	13	30	29.7%
経済的支援を受けることができる。	3	5	3	11	10.9%
精神的不安やストレスがない。	1	1	2	4	4.0%
条約・国内法を整備する。	1	0	0	1	1.0%
経済的に安定している。	0	0	1	1	1.0%
学校に行けて、自分の時間がある。	2	1	3	6	5.9%

(1組35名, 2組32名, 3組34名, 総数101名)

習課題とした。相談所を考える上で、設置する場所、配属する人員、実際に行う内容の三つの点から考察した(資料4)。この学習課題は、高松市健康福祉局子ども未来部子育て支援課の方々に聞き取り調査を行う過程を経て考案したものである。「どこに相談所があれば、そしてどのような人が対応すれば、子どもたちは相談することができるのか」という問いは、生徒の視点で解決する案を考えることができるため、社会参画意識を高める上でも有効であると考えられる。

表5は、生徒が考えた相談所の設置場所をまとめたものである。県庁・市役所は、見た目が特徴的だから立地が分かりやすく、子どもでも行きやすいのではないかという意見が出された。これに対し、ヤングケアラーは人目を気にするかもしれないため、人が集まる場所は行きにくいのではないかという意見も出された。結局、高松市全域に建てた方が子どもにも行きやすいのではないかと、として複数の場所に設けるという意見が多くを占めた。その際、コンパスを使用しながら半径3～5km圏ごとに設置する、各中学校区にそれぞれ設置するために小学校・中学校内やその付近に設置する、コミュニティセンターに設置する、公共交通機関の駅・バス停の近くに設置するというように、生徒たちは様々な意見を出し合った。また、人口が集

資料4 ワークシート「相談場所の計画」

中学校社会科 「子どもが子どもでいられる街」の発展を探ろう!

1年 組 氏名 _____

【学習課題】

【学習活動】 ヤングケアラーの相談所を実際に計画してみよう!

あなたは高松市に住むヤングケアラーの相談所を設けるプロジェクトを任せられました。以下の条件であれば、相談所をどこに作り、どんな人を選び、どのような対策を行うかは、あなたが全て決めることができます。

(条件)

i. 対象となるヤングケアラーは、高松市に住む子どもである。

ii. 相談所は一つでもいいし、複数の相談所を作ってもいいものとする。

iii. 既に建てられている公共施設(学校・市役所・コミュニティセンターなど)や、職員を選んでよい。

(なぜその場所を選びましたか? 一必ず白地図を利用してください。)

(その相談所にどんな人を配属しますか? そしてなぜその人を選んだのでしょうか?)

(その相談所でどのような対策を行っていますか?)

Q. 困ったときに相談できる大人は、自分の身近にもいるだろうか?

【まとめ】 計画の立案と今回の授業を通して、学んだこと・感じたこと・考えたことを書いてください。また、先生や市役所の職員の方に質問があれば、一緒に書いてください。

中する高松市北部(番町・高松駅周辺)にはヤングケアラーも多いのではないかとという仮説を立てて、その

表5 生徒が考えた相談所の設置場所

相談所の設置場所候補	1組	2組	3組	合計
県庁・市役所	11	2	5	18
高松市全域	9	22	10	41
小学校・中学校付近	2	4	2	8
小学校・中学校, コミュニティセンター	1	1	7	9
高松市北部・人口集中地点	7	7	6	20
高松市中央部	3	2	1	6
高松市南部	4	5	2	11
オンライン上, 電話対応	1	0	0	1
商業施設	1	0	1	2

単位: 名

地域に相談所を設置する案を示す生徒, 高松市中央部(香川町付近)や南部(塩江町付近)は高松市北部と比べると人口が少ないので, 相談所自体が不足しているのではないかと予想して考える生徒もいた。さらに相談所を新たに設置するのではなく, 相談所に行くことを躊躇する子どもや自分の時間がなかなか取れない子どものために, オンライン上に相談所を設け, 必要があれば市役所等の行政施設で対面による相談を行うという意見も出された。

個人が考えた意見を全体に共有する際に, 「相談所には問題を相談する部門と実際に解決する部門の二つがあるのではないか」という疑問が出された。話し合いの結果, 相談所の部門が二つあって対応する担当者が増えると相談者の心理的な負担は大きくなるので, 部門を統一することで担当者が変化しないような制度を作っていくべきである, という事になった。この意見は, 高松市子育て支援課が実施しようとしている取り組みと合致した内容でもある。

表6は, ある学級の振り返りの記述である。ヤングケアラーや子ども食堂のを知ることができてよかったこと, SOSを発信できる環境が大切なこと, 自分もヤングケアラーになる可能性のあること, 自分たちにもできそうなことがあること, 行政が対策に取り組んでいること, などが綴られている。また, ヤングケアラー問題の救済の難しさや本当に大人たちが助けてくれるのか, という疑問も記されていた。

学習を通して, 生徒たちは, すべてを行政機関に委ねるのではなく, 学校ができること, 家庭でできること, そして自分たちができることなど, 様々な支援の在り方について考えることができたといえよう。

V. おわりに

本研究の意義は, ①ケイパビリティ・アプローチの視点から, ヤングケアラー問題を教材として社会問題の発見及び解決を目指す授業開発を行ったこと, ②行政機関と連携し, 困難な問題の解決を試みる授業実践を行ったこと, ③授業内で表れた意見を高松市健康福祉局こども未来部子育て支援課に提供し, 市政に役立てていただくようにしたこと, などである。

一方で, 次のような課題が明らかとなった。一点目は, ケイパビリティ・リストを用いて授業を行うにあたり, 内容を見直し改善する必要があることである。二点目として, ヤングケアラーへの対応は, 国や地方公共団体でも緒に就いたばかりであり, 現在は社会的認知度の向上を目指す啓発活動が活動の中心になっているため, 実態に即した詳しい情報を得ることが困難だったことである。

授業内容や方法の不十分さは否めないものの, ヤングケアラーの問題をいち早く取り上げて行った本実践は, ヤングケアラーの認知度の拡大だけではなく, 問題の発見及び解決力の育成に向けた取り組みとしても意義のある授業になったのではないだろうか。

註

- (1) 渡部竜也「社会問題提起力育成をめざした社会科授業の構想—米国急進派教育論の批判的検討を通して—」全国社会科教育学会『社会科研究』第69号, 2008年, pp.1-2。
- (2) 千田有紀「構築主義の系譜」上野千鶴子編『構築主義とは何か』勁草書房, 2001年, p.19。
- (3) 閣議決定(別紙)「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について—こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設—令和3年12月21日」, 2021年, p.13。
- (4) 瀧屋智子『ヤングケアラー—介護を担う子ども・若者の現実』中公新書, 2018年, p.i。
- (5) 濱島淑恵『子ども介護者—ヤングケアラーの現実と社会の壁』角川新書, 2021年, p.34。
- (6) 毎日新聞取材班『ヤングケアラー—介護する子どもたち—』毎日新聞出版, 2021年, pp.33-34。
- (7) アマルティア・センは, 権限を「ある社会において正当な方法で『ある財の集まりを手に入れ, もしくは自由に用いることのできる能力・資格』, あるいは, そのような能力・資格によって『ある人が手に入れ, もしくは自由に用いることのできる財の組み合わせの集合』」という意味で用いている(黒崎卓・山崎幸治「訳者まえがき」アマルティア・セン『貧困と飢餓』岩波書店, 2000年, p.v)。神島

表6 生徒の振り返りの記述（第2時のまとめ）

	振 り 返 り
1	私も実際に自分がヤングケアラーになったら、自分でSOSを出せるか分かりません。だから、ふだんからそういう子がSOSを出しやすいような環境をつくっていくことが大切だなと思いました。
2	今回の授業では、困った時に助けてくれる人や場所が身近にあるということがとても大切だとわかりました。また、相談所を作るときに大切なこともたくさん学べてよかったです。
3	ヤングケアラーにはだれでもなる可能性があるので、友達の行動や気持ちの変化も見ながら生活したい。
4	「ヤングケアラー」の幅は広く、想像以上にたくさん居ると思うので、もっとたくさんの人が知り、救える場所を作る必要があると思いました。また、そもそも自分が「ヤングケアラー」だと気付いていない人にはどうすべきか考えなければいけないと思いました。
5	ヤングケアラーは他の人に知られることに抵抗があることがある。カウンセラー、ヤングケアラーを経験した人などに相談できる。
6	自分はヤングケアラーではないけれど、近所づきあいは大切だと思った。
7	こども食堂、家の近くにありましたが勇気が出ず、1回もいったことがありませんでした。でも、僕がそこにいくことで、同じように勇気がでないでいた困った人々が助かると知りました。
8	ヤングケアラーを人ごとだと思わず、私たちが救えることもあると思って行動したい。
9	ヤングケアラーはニュースの特集以外で聞いたことがなかったので、ヤングケアラーにたいする理解を深められ、それについての対応も学べてとても面白い授業でした。
10	ヤングケアラーについて知って、私は知らなかったのですがとても驚いていた。もっとたくさんの人にも知ってもらえるように、学校の授業でも取り扱おうと思った。知った人が少しでも増えることでヤングケアラーの状態が少しでも変わると思う。
11	対策を決めるのに時間がかかった。強制的に相談されるぐらいしないと僕は相談所に行けない。
12	今、問題となっていることに積極的に取り組むことができて良かったです。
13	ヤングケアラーの人たちは相談する場所があっても、相談しにくいこともあるので、友達がどんな対応をするのかも大事ななと思いました。私も子ども食堂にいったと思いました。
14	ヤングケアラーに関して自分がヤングケアラーであることに気づいていない人もいるのではないかと思います。そんな人も含めたヤングケアラーが救われればと思います。
15	ヤングケアラーを無くしていくためにどうすればよいのかを、自分ももしヤングケアラーだったらという目線などで考えていくことができました。もしヤングケアラーの友達を見つけたときにどのように行動するべきか考えていきたいです。
16	市役所が対策を考えていることは知っていたが、自分の思っていた以上にいろいろなことをしていた。身の回りには、沢山助けてくれる大人がいて、自分も救えるときがあるから、救える時は救いたいと思います。また、ヤングケアラーがSOSをだせる場所をつくるために、気軽に足を運べる場所が大切だとわかりました。
17	私が知っている「窓口」は相談するほうの窓口で解決するほうの窓口は知らなかったで、新しく知ることができて良かった。
18	「子ども食堂」というものをはじめて知りました。私みたいな、そもそも存在を知らない人がいるから、ヤングケアラーが行きたいけど、行きにくい状況になっているかな...と思いました。ひまがあれば行ってみたいです。
19	今までヤングケアラーについて全然聞いてこなかったけれど、この授業を通してヤングケアラーについて知れてよかったです。クラスに1人いる割合でヤングケアラーがいるとしようげきを受けました。また、私がいつかヤングケアラーになったときがあれば市役所や県庁などに相談してみたいと思いました。
20	「子ども食堂」というものがあることをはじめて知った。他にも支援している場所などがあったら調べてみたい。
21	私は今回、ヤングケアラーという人がいるということをはじめて知り、その人達はなかなか自分のことを相談することができていないことを学んだ。だから、もし友達とかから相談があったら一生けん命その人の話を聞いてあげようと思った。
22	ヤングケアラーの深刻さについて学べた。でもそのヤングケアラーに対して、「子ども食堂」を筆頭に市や県の方々がたくさん動いていることについても知れた。アンケートの結果で「友だち」に相談したい人が多いことから、自分も友達から相談されることがあるかもしれないということが分かった。自分事としてとらえ相談を受けることが大切だと分かった。しせつをつくっても、ヤングケアラーが救えるかどうかは分からない。
23	ヤングケアラーに限らず、助けを求めるといことはそんなに大げさなことではないのかなと思いました。相談所をつくっても全ての人が救われるわけではないけれど、その一歩が大切なんだと思いました。ヤングケアラーの場合、相談相手の中で「家族」という項目が消えるので、選択肢が減ることが大きいと思いました。
24	相談できる場所があっても、行かない人は多いと思うので、救うのは難しいと感じた。
25	ヤングケアラーは相談所を作るだけでは救うことはできない。けれども、困ったときに相談できる場所があれば、少しでもヤングケアラーの心の負担が減ると思った。相談するのに、（1人の人が1度にたくさんの人と会話できる）AIでチャットがある相談をすればいいと考えた。
26	ヤングケアラーの手助けをできる人は相談所だけでなく、地域交流など僕たちにもできそうなことがたくさんあるということがわかりました。
27	大人だけではなく、私たちのような子どもでも話をきいて力になれる。子ども食堂などの地域の支援もしている。自分でも調べてみたいです。
28	前回は子供（ヤングケアラー）の気持ちについて考えなかったけれど、今回、子供（ヤングケアラー）の気持ち、立場から考えてみたら確かに相談しにくいことを話すのを友達や先生にはしにくいことがあったら、自分にあった相談場所を選んだりなど、自分に合わせる大切だとあらためて思った。
29	身のまわりにもヤングケアラーがいるかもしれないので、やっぱり分かった時はより寄ってあげたいと思った。藤本先生は自分がヤングケアラーだと気づいていないパターンが多いと言っていたけど、その人数も気になった。
30	自分が相談するという立場になったとき、やはり勇気を出して行ってみても解決策が出たりしないと意味がないと思ってしまい、続けていくことが本当に難しいと思います。（カウンセラーの体験あるけれど...）解決策・相談の窓口が一緒で、さらに相談しやすい経験者や同性である人を選ぶことのできる相談所がほしいです。
31	ヤングケアラーは親の世話をしなければならぬので、車も使えない時間もないと思いました。他に何か取組みとかあったりってしますか？ SOSを出す場所は沢山ありますが、本当に全ての大人が助けてくれますか？ またSOSを出す場所は親の助けが必要だと思ったので難しいと感じました。
32	もしも自分たちが困ったことになったときに助けてくれる人は身近でもたくさんいる上に自分が助ける人になることもあるのが分かったので覚えておきたい。質問：県庁職員の方や市役所職員の方は、ヤングケアラーのような問題に対して具体的に何をしていますか。

裕子によれば、センは権限の源泉は社会関係にあり、人権の源泉は、ある人がある国家の国民であることではなく、その人が人間であること、つまり人間としての権原にあるとする（神島『ポスト・ロールズの正義論—ポググ・セン・ヌスバウム』ミネルヴァ書房、2015年）。

- (8) 白井俊『OECD Education2030プロジェクトが描く教育の未来—エージェンシー、資質・能力とカリキュラム—』ミネルヴァ書房、2020年、p.79。
- (9) ジョン・ロールズ著、川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論 改訂版』紀伊國屋書店、2010年、pp.83-89。
- (10) 註(9) ロールズ前掲書、p.86。
- (11) アマルティア・セン著、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討—潜在能力と自由—』岩波書店、1999年、pp.123-125。
- (12) 註(11) セン前掲書、pp.59-60。
- (13) マーサ・C.ヌスバウム著、神島裕子訳『正義のフロンティア—障害者・外国人・動物という境界を越えて』法政大学出版局、2012年、pp.88-92。広瀬悠三によれば、センは、人間がよりよく生きることを可能にする実質的自由を保証する指標としてケイパビリティを提唱しており、文化的・社会的・経済的状况によって変化するため、チェックリストに還元してしまうことを避けたのに対し、ヌスバウムは、尊厳のある人間の人生の中心的な要求事項として正当化されるべき一般的目標として、リストを敢えて提示することで、曖昧さ、相対性、抽象性の問題を乗り越えようとしたとされる（広瀬「地理教育とケイパビリティの創出—地理教育と教育学の対話の先にあるもの—」志村喬編著『社会科教育へのケイパビリティ・アプローチ—知識・カリキュラム・教員養成』風間書房、2021年、pp.62-63）。
- (14) 註(13) ヌスバウム前掲書、p.89。
- (15) 馬上美知「ケイパビリティ・アプローチの可能性と課題—格差問題への新たな視点の検討として—」日本教育学会『教育学研究』第73巻第4号、2006年、p.104。
- (16) 例えば、社会科教育において、ケイパビリティ・アプローチは「力強い学問的知識」との関係で注目されている。それは、「力強い学問的知識」の教授を行うカリキュラムが、教育本来の目的である子どものケイパビリティの拡大に資するというものである（志村喬前掲書、pp.1-20）。また鈴木正行は、社会科が育てるべき市民的資質の一つとして社会的構想力を提案し、社会的構想力及びその基盤となる基底的価値観の形成に向けた実践を行った。社会の在り方を構想する際の基底的価値は、「人間の尊厳」及びそれを実現するための政策希求的価値である「人間の安全保障」である（鈴木「中学校社会科における社会的構想力の育成

をめざした単元開発と実践—基底的価値としての『人間の尊厳』及び『人間の安全保障』に着目して—」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.120、2013年、pp.35-47）。センによる「人間の安全保障」論は、ケイパビリティ・アプローチを敷衍したものであり、高齢者や障害者、失業者、生活困窮者、ホームレス、被差別者、女性などの周縁化された人々を意識化させて問題として浮かび上がらせ、解決への行動を社会に強く求めるものである。

- (17) 秋田真「A・センのケイパビリティ・アプローチを用いた小学校社会科学習—第6学年公民分野『世界の中の日本』の取組より—」日本公民教育学会『公民教育研究』Vol.23、2015年、pp.69-78。
- (18) 馬上美知「小学校社会科 ケイパビリティ・リストを用いた基本的人権の学習について—言語活動の充実した授業の探求として—」『川村学園女子大学研究紀要』第25巻2号、2014年、pp.155-170。
- (19) 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 令和3年3月』三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部、2021年、p.44-47。
- (20) 高松市総合教育会議『ヤングケアラーへの支援について 令和4年7月21日』健康福祉局子育て支援課 教育局学校教育課、2022年。
- (21) 「たかまつ子ども食堂ネットワーク・ホームページ」https://peraichi.com/landing_pages/view/takamatsukodomoosyokudo 2023年9月20日最終閲覧。

謝辞

本研究を進めるにあたり、高松市健康福祉局こども未来部子育て支援課・こども女性相談課、香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課、高松市地域子育て支援センター春日こども園、NPOゆうゆうクラブの皆様などから多くの資料や情報をご提供いただきました。また、高松市子育て支援課の皆様には、実践授業にご参加いただき、生徒たちの意見を市民の意見として評価していただきました。藤本の授業実践にあたっては、香川大学教育学部附属高松中学校の高橋範久先生から授業実践の貴重な機会と多大なご指導・ご助言をいただきました。ご支援・ご協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

付記

本研究は、藤本雅也の卒業論文「ケイパビリティ・

アプローチの視点による社会問題に迫る中学校社会科の授業開発—解決困難な社会問題，ヤングケアラーを通して—」（2023年1月）をもとに，理論上の課題等について加除修正し，検討を重ねて新たに構成した。本研究の成果は，令和5年度「学部教員と附属学校園教員による共同研究プロジェクト」〔鈴木正行（香川大学），藤本雅也（坂出市立白峰中学校），小野智史・高橋範久・宮武昌代（附属高松中学校），大西正芳・藤本大貴（附属坂出中学校）〕，及び科学研究費助成金基盤研究（C）「多文化・多民族化社会における倫理観・法的解決能力の育成に関するカリキュラム開発」（課題番号21K02439研究代表：鈴木正行）によるものである。